

災害時等における連携協定書

吉野川市（以下「甲」という。）と株式会社 Jackery Japan（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、地震その他の災害が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、甲が乙の協力を得て行うポータブル電源等の物資調達を円滑に実施するとともに、双方が有する資源を活用しながら、安全・安心なまちづくりの推進において、次条第1項の協定内容に取り組むことにより、市民サービスの向上を図ることを目的とする。

（協定内容）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項（以下「協定内容」という。）に、連携及び協力して取り組むものとする。

- （1）災害時等のポータブル電源等の物資調達に関すること
- （2）ポータブル電源等の資源を活用した安全・安心なまちづくりの推進に資すること
- （3）前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要と認めること

（物資供給の協力要請）

第3条 甲は、乙に対しポータブル電源等の物資の供給を要請することができるものとする。
2 前項に係る要請は、甲から乙に対し、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するとき、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（物資供給の協力）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲で物資の優先供給に努めるものとする。

（物資の引渡し等）

第5条 物資の引渡し日時及び場所は、甲が指定するものとし、その引き渡し場所までの運搬は原則として乙が行うものとする。

（費用の負担）

第6条 乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。
2 前条の代金及び経費は、災害発生時の直前における適正な価格を基準とし、変動を考慮して、甲乙協議の上、速やかに決定する。

（事故発生時の取扱い）

第7条 乙は、緊急物資輸送等の車両運行に際し、事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告するものとする。

（損害賠償責任）

第8条 乙は緊急物資輸送等の際に、乙の責に帰する理由により緊急物資輸送等に従事した者（同伴者を含む。）及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

（災害補償）

第9条 本協定に係り緊急物資輸送等に従事した者が、これに従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となった場合であつて、災害対策基本法で定める損害補償等の要件に該当するときは、関係法令の規定に基づき当該従事者又はその遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受けた損害について、甲は次に掲げる場合を除き、その損害を補償する。

- （1）緊急物資輸送等に従事した者の故意又は重大な過失による場合
- （2）当該損害につき、乙又は緊急物資輸送等に従事する者が締結した損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合
- （3）当該損害が第三者の行為によるものであつて、当該第三者から損害補償を受けることができる場合

（経費の支払い）

第10条 前条の経費は、乙からの請求後1か月以内に、甲が乙の指定する口座へ振込みにより支払うものとする。

（連絡責任者の報告）

第11条 甲及び乙は、本協定の成立に係る連絡責任者を協定締結後速やかに報告するものとし、変更があった場合も同様とする。

（有効期間）

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙からの申出がない場合は、協定期間を1年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

（協議）

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が両者署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和7年12月12日

甲 徳島県吉野川市鴨島町鴨島115番地1
吉野川市
吉野川市長

原井 敬

乙 東京都中央区晴海1丁目8番10号
トリトンスクエアX棟3階
株式会社 Jackery Japan
代表取締役

高橋 勝利